

## 「ぶんせき NET」分析支援サービス約款

### （目的）

第一条 この分析支援サービス約款（以下「本約款」という。）は、分析ネット株式会社（以下「分析ネット」という。）がその運営をする「ぶんせき NET（www.bunsekinet.co.jp）」（以下「サイト」という。）を通じて試験分析の依頼者（以下「依頼者」という。）からの問い合わせ内容をサイトに登録する試験分析機関（以下「登録機関」という。）に紹介し、回答や見積の入手代行業務等（以下「本業務」という。）を遂行するにあたり、分析ネット及び登録機関の間で共通の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （適用）

第二条 第一項 登録機関及び分析ネットは、次条に従い締結される個別契約に依るほか、本約款に従って業務を履行するものとする。

第二項 前項の場合において、個別契約の定めが本約款の定めるところと相異するときは、その部分に限り本約款の規定は適用除外されまたは修正されたものとみなす。

### （個別契約の成立）

第三条 本業務の受委託の個別契約は、分析ネットがEメール等の手段で業務依頼書（以下「依頼書」という。）を登録機関に提示し、これに対し登録機関が対応する旨を分析ネットに通知した時に成立するものとする。依頼書の提示なき場合は、本約款に従うものとする。

### （信義誠実）

第四条 登録機関及び分析ネットは、相互の信頼の下にお互いに協力して信義を守り、誠実に本業務を遂行するものとする。

### （本約款の有効期限）

第五条 本約款は2009年1月1日から2009年12月31日まで1年間有効とする。尚、期間中に約款改訂を行う場合、分析ネットは改正実施に先行して全ての登録機関に対して通知する義務を有する。また上記の規定に依らず事前通知がなされない場合は、自動的に本約款が更新されたものとする。

### （秘密保持）

第六条 第一項 登録機関は、本業務実施に必要と依頼者が考える範囲内において依頼者から提供又は開示された試料及び当該試料に関する技術情報並びに業務の結果、その他業務遂行に当たり知り得た依頼者の営業上、技術上の情報（以下総称して「秘密情報」という。）について、依頼者及び分析ネットの書面による事前同意なしには、これらを本業務以外の目的に使用せず、且つ第三者に開示又は漏洩しないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する秘密情報についてはこの限りではない。

（1）依頼者又は分析ネットから秘密情報の提供又は開示を受ける前に既に登録機関が所有又は取得していたことを立証し得るもの

（2）依頼者又は分析ネットから秘密情報の提供又は開示を受ける前に印刷物等により既に公知となっていたか又は当該提供もしくは開示後登録機関の責めに依らず公知となったもの

第二項 登録機関は、依頼者又は分析ネットから本業務を依頼された事実について第三者に開示漏洩しないものとする。

第三項 前2項の規定に拘わらず、登録機関が本業務の見積提示を再委託先に要請する場合には、登録機関は秘密情報を当該再委託先に開示できる。但し、登録機関は、当該再委託先に対して、登録機関が前項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させるものとする。

第四項 本条の各規定は、秘密情報を知り得た時から5年経過するまで有効とする。

#### ( 問い合わせ・見積依頼の紹介 )

第七条 第一項 分析ネットは依頼者からの問い合わせや見積依頼などを入手した後、直ちに登録機関専用サイト内の掲示板に投稿して内容を通知する。ただしこの時点では依頼者の個人情報は公開しない。登録機関は専用サイトで自動転送設定をすることで、Eメールでもその内容を受信することが出来る。分析機関は回答等をEメールで分析ネットに送信する。また、分析ネットは複数の登録機関からの回答や見積などを入手することが出来るものとする。

第二項 依頼者の個人情報は、依頼者が承諾した登録機関のみに開示される。

#### ( 分析ネットの協力 )

第八条 本業務の遂行に当たっては、精緻な見積を提示するために、登録機関が適宜必要な情報の追加開示を依頼者又は分析ネットに対して依頼出来るものとする。また分析ネットはこれに応じるべく依頼者と交渉する努力をするものとする。但し、ここで得られる秘密情報については本約款第六条の定めに従って秘密保持されるものとする。

#### ( 見積回答の着手と報告 )

第九条 第一項 登録機関は分析ネットが専用サイトに問合せ・見積依頼を投稿後、直ちに見積や回答の作成に取り組み、2営業日以内を目処に見積書や回答書等をEメールで分析ネットに報告するものとする。尚、営業日は日本時間によって月曜日から金曜日のみで計算され、土曜日・日曜日・日本国政府の定める祝日は除かれるものとする。

第二項 前項に定める期間より登録機関の見積回答が遅れる場合は、期間内に回答予定を分析ネットに連絡するものとする。連絡無き場合は見積回答を辞退したものとする。

#### ( マーケティング情報の扱い )

第十条 分析ネットはサイトの運営を通じて得られた市場動向等マーケティングに関する一般情報を自由に扱うことが出来るものとする。但し、依頼者の個人情報と登録機関の見積や回答内容は、一般情報としては扱わない。

#### ( 登録、登録料及び登録情報 )

第十一条 第一項 登録機関への申し込みは、登録希望機関が本約款を承認する旨を明記したEメールを分析ネットに送付することで完了するものとする。但し、本約款第十四条及び第十五条の規定により分析ネットが登録不適合と判断する場合には登録を認めない場合がある。

第二項 分析ネットがサイトへの登録を認めた場合、分析ネットは登録機関に対して本約款第十二条の定めに従い、登録機関専用のサイトの利用を承諾するものとする。登録機関はこのサイトを使って依頼者からの問合せ・見積依頼などの内容を閲覧可能とする。

第三項 サイトへの登録料は無料とする。

第四項 分析ネットはサイトの顧客サービスの一環として登録機関が登録申し込み時に分析ネットに提供した情報及び登録機関がサイト上に掲載した情報を自由に利用できるものとする。

(登録機関専用サイト)

第十二条 第一項 分析ネットは依頼者からの問合せ・見積依頼等を登録機関に紹介する手段として、サイト内に登録機関専用サイト(以下「専用サイト」という。)を設ける。専用サイトはソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)というプログラムを利用している。サイト内の [www.bunsekinet.co.jp/sns](http://www.bunsekinet.co.jp/sns) というページで登録機関担当者のEメールアドレスと任意のパスワードで新規登録し、専用サイトへの参加希望手続きをすることで利用出来る。登録したEメールアドレスとパスワードの管理は登録機関が各々責任を持って管理するものとし、登録機関の管理上の問題から情報が漏洩した場合、分析ネットは一切の責任を負わないものとする。

第二項 登録機関は専用サイトで書き込みをPCメールで「受け取る」を選択して設定変更することで、問合せや見積依頼内容を登録したEメールアドレスで自動的に受信することが出来る。この設定をしない場合は、定期的に専用サイトにログインして問合せや見積依頼を確認しなければならないが、確認しなかったことで回答の機会を失っても分析ネットは一切の責任を負わない。

(手数料)

第十三条 第一項 サイトを利用して登録機関が依頼者と成約した場合、手数料を分析ネットに支払うものとする。手数料は原則として依頼者と登録機関が合意した成約総額(消費税は除く)の10%とする。但し、別途個別に取り決める場合は個別の取り決めを優先させる。

第二項 手数料は分析ネットからの請求書に基づき登録機関が翌月末までに分析ネットに納付するものとする。

(契約報告の厳守)

第十四条 分析ネットがサイトを通じて入手・紹介した引合いから、依頼者と成約に至った登録機関は成約後直ちに成約額など契約概要を分析ネットに報告するものとする。報告を怠りまたは故意にこれを行わなかった場合には分析ネットは登録機関の登録を抹消の上、法的手段を講じるものとする。

(事前調査)

第十五条 分析ネットはその依頼者からの信頼性の維持・向上のために登録希望機関の登録事前調査を行い、信頼性・技術力・実績など依頼者が試験分析機関の選定に当たって必要と考えるであろう項目について適性を判断する。この調査によって不適格と分析ネットが判断する場合は、分析ネットは登録希望機関の登録を拒否することが出来る。

(事前調査の判断基準)

第十六条 分析ネットは原則として下記項目を主たる判断基準として登録希望機関の事前調査を行う。また判断に必要な証明書類又はその写しが必要と判断した場合は分析ネットからの依頼に従って提出するものとする。

原則として法人を設立し試験分析業務を開始して1年以上の経験を有すること。

法人の定款において明確に試験分析業務を行えると判断出来ること。

試験分析業務を行うために必要な技術を有する者が所属していること。また依頼内容によっては必要な資格を有する者が所属していること。

その他、分析ネットが登録適確な機関であると判断出来ること。

(虚偽申告への措置)

第十七条 サイトの登録に際し虚偽申告した登録機関はこれが分析ネットの認識するところとなった時点で事前通告なしに登録を抹消される。また虚偽申告によって生じた問題について分析ネットは一切責任を負わず、登録機関が責任を負うものとする。

(試料等の提供、返却)

第十八条 分析ネットがサイトを通じて登録機関に紹介した引合いが成約に至った場合、原則として業務に必要な試料等は依頼者が直接登録機関に対して無償で提供するものとし、使用後は登録機関がこれら試料等を処分するものとする。但し、個別契約等によって別途規定する場合はこれに従うものとする。また試料等の授受に関して生じた問題について分析ネットは一切責任を負わないものとする。

(免責)

第十九条 第一項 分析ネットは、本業務の遂行に際し依頼者及び登録機関の間で紛争が発生した場合には、これに拘わる一切責任を負わないものとする。

第二項 分析ネットの都合によりサイトを閉鎖することがある。この場合、分析ネットはサイトの閉鎖日の1カ月前までに閉鎖する旨を登録機関に通知するとともに、閉鎖日までに発生した手数料を請求出来るものとする。

第三項 登録機関が依頼者に提出した見積書・業務報告書等の書類及び当該試験・検査・分析業務の手法等に瑕疵が存在した場合には、これに依って発生した或いは発生するであろう問題について分析ネットは一切責任を負わないものとする。

(分析ネットの責務)

第二十条 分析ネットは、サイトの健全な運営と依頼件数の確保に努める。

(協議)

第二十一条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に関する疑義については、分析ネット及び登録機関は誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

(譲渡)

第二十二条 第一項 登録機関は、分析ネットの書面による事前の承諾なく、本約款に基づく登録機関としての地位又は本約款に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできない。

第二項 分析ネットは、サイトの営業をいかなる方法によるかにかかわらず他社に承継させる場合には、登録機関に通知することにより、当該営業の承継に伴い本約款に関する登録機関としての地位、本約款に基づく権利及び義務並びに会員の登録事項その他の情報を当該営業の承継人に承継させることができるものとし、登録機関は、登録機関としての地位、本約款に基づく権利及び義務並びに登録申込み時に申告した登録事項その他の情報の承継につき本項において予め同意する。

(準拠法と合意管轄)

第二十三条 本約款に関する紛争の解決に当たっては日本国法を準拠法とする。また訴訟による紛争解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。